議案第 139 号

伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部を次のとおり改正しようとする。

平成25年12月4日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条 例第185号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第10条関係)

使用料

施設の名称	区分	月額使用料金(1戸当たり)		
上之庄地区	一般家庭	基本料金	2,376円	
農業集落排水処理施設		加算料金 (人数割料金)	1人につき 432円	
	事業所等	基本料金	2, 376円	
			建築基準法施行令 (昭和25年政令第338号。 以下「令」という。) 第32条第1項の規定	
			に基づき算出した人員1人につき432円を	
			加算した額	
朝屋百田地	一般家庭	基本料金	2, 376円	
区農業集落		加算料金	1人につき 432円	

排水処理施]	(人数割料金)		
設	事業所等	基本料金	2, 37	6円
		加算料金	令第32条第1項の規定に基づき算出し	た
		(人数割料金)	人員1人につき432円を加算した額	
下友生地区	一般家庭	基本料金	3, 24	0円
農業集落排		加算料金	1人につき 54	.0円
水処理施設		(人数割料金)		
	事業所等	基本料金	3, 24	0円
		加算料金	令第32条第1項の規定に基づき算出し	た
		(人数割料金)	人員1人につき540円を加算した額	
桂地区農業	一般家庭	基本料金	3, 24	0円
集落排水処		加算料金	1人につき 54	0円
理施設		(人数割料金)		
	事業所等	基本料金	3, 24	0円
		加算料金	令第32条第1項の規定に基づき算出し	た
		(人数割料金)	人員1人につき540円を加算した額	
古山地区農	一般家庭	基本料金	3, 56	4円
業集落排水		加算料金	1人につき 54	.0円
処理施設		(人数割料金)		
	事業所等	基本料金	3, 56	4円
		加算料金	令第32条第1項の規定に基づき算出した	た
		(人数割料金)	人員1人につき540円を加算した額	
比自岐地区	一般家庭	基本料金	3, 45	6円
農業集落排		加算料金	1人につき 54	.0円
水処理施設	I william at the	(人数割料金)		
	事業所等	基本料金	3, 45	
		加算料金	令第32条第1項の規定に基づき算出した	た
	4H.————		人員1人につき540円を加算した額	
府中地区農	一般家庭	基本料金	3, 24	<u>Ю</u> Щ
業集落排水		加算料金	1人につき 54	0円
処理施設 (伊賀市コ		(人数割料金)		
ミュニテ	事業所等	基本料金	3, 24	0円
ィ・プラン		加算料金	令第32条第1項の規定に基づき算出し	た
ト処理施		(人数割料金)	人員1人につき540円を加算した額	
設)				
西高倉地区	一般家庭	基本料金	3,78	0円
農業集落排	1000		,	
水処理施設		加算料金	1 人につき 51	3円
		(人数割料金)		

	事業所等	基本料金	3, 78	80円
		加算料金	令第32条第1項の規定に基づき算出し	た
	taut. t	(人数割料金)	人員1人につき513円を加算した額	
猪田地区農 業集落排水	一般家庭	基本料金	2, 26	68円
処理施設		加算料金 (人数割料金)	1人につき 32	24円
	事業所等	基本料金	2, 26	68円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出し 人員1人につき324円を加算した額	た
長田地区農	一般家庭	基本料金	2, 70)0円
業集落排水 処理施設		加算料金 (人数割料金)	1人につき 43	32円
	事業所等	基本料金	2,70	00円
		加算料金(人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した 人員1人につき432円を加算した額	た
花之木地区 農業集落排 水処理施設	一般家庭	基本料金	2,70)0円
		加算料金(人数割料金)	1人につき 43	32円
	事業所等	基本料金	2,70)0円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した 人員1人につき432円を加算した額	た
西山地区農	一般家庭	基本料金	3, 78	80円
業集落排水 処理施設		加算料金 (人数割料金)	1人につき 51	15円
	事業所等	基本料金	3, 78	80円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した 人員1人につき515円を加算した額	た
神戸地区農	一般家庭	基本料金	2,70)0円
業集落排水 処理施設		加算料金(人数割料金)	1人につき 54	10円
	事業所等	基本料金	2, 70)0円
		加算料金 (人数割料金)	令第32条第1項の規定に基づき算出した 人員1人につき540円を加算した額	た
壬生野東部	一般家庭	基本料金	2, 16	50円

觘	レヤ	1/	Þ
171	┕	~)	/

	加算料金	1人につき756円。ただし、	1世帯1人の
	(人数割料金)	場合は基本料金とする。	
事業所等	基本料金		2, 160円
	加算料金 (使用水量割 料金)	1 ㎡につき	189円

- 1 使用料は、基本料金と人数割料金又は使用水量割料金との合計額とする。
- 2 使用者が第9条に規定する届出を怠った場合は、市長が下水道の開始日等を認定するものとする。
- 3 市長は、工事その他の理由により一時使用する場合において必要と認めたときは、使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行う。
- 4 使用料の額は、毎使用月において一般家庭は1世帯当たりの基本料金と人数割料金とし、事業所等は基本料金と排除した汚水量に応じ上記表に定めるところにより算出した使用水量割料金とする
- 5 一般家庭及び住宅併用の事業所等の世帯人数は、毎年4月1日 及び10月1日現在における住民基本台帳の人数とする。また、新 たに使用を開始、再開した者は、規則で定めるところにより、遅 滞なくその旨を市長に届けなければならない。
- 6 前号の規定にかかわらず、市長は、使用者の届出により人数割の変更を認めることができる。
- 7 事業所等の使用水量は市長が認定する。
- 8 事業所等が排除した汚水の量の算定は、次に定めるところによる。
 - (1) 水道水を使用した場合は、水道の使用水量とする。
 - (2) 水道水以外の水を使用した場合は、その使用水量とし、使用水量は事業所等の態様を勘案して市長が認定する。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、適当な場所に計測装置を取り付けさせることができる。
 - (3) 事業所等が、その営業に伴い使用する水量とその営業に伴い 排除する汚水の量とが異なるものを営む場合、市長は、使用者 に計測装置を取り付けさせ、その使用月に排除した汚水の量及 びその算出の根拠を記載した申告書を提出させるものとする。 この場合において、市長は、前2号の規定にかかわらず、その 申告書の記載内容を勘案してその事業所等の排除した汚水の量 を認定するものとする。

上三ヶ区地	一般家庭	基本料金			2,700円
区農業集落		加算料金			世帯人数×540円
排水処理施		(人数割料金)			
設 中矢地区農	事業所等	基本料金			2,700円
業集落排水		加算料金	50人以	事業所等	0円
処理施設		(令第32条第	下	(独立)	
第1中矢地		1項の規定に		事業排水	
区集落排水		基づき算出し		なし	
処理施設第		た人員)		事業所等	1,080円
2 (単独)				(独立)	, .
				事業排水	
				あり	
			51人~	事業所等	1,080円
			150人	(独立)	
				事業排水	
				なし	
				事業所等	3,240円
				(独立)	
				事業排水	
				あり	
			151人	事業所等	8,100円
			~300	(独立)	
			人	事業排水	
				なし	
				事業所等	16, 200円
				(独立)	
				事業排水	
				あり	
				事業所等	32, 400円
			以上	(独立)	
				事業所等	0円+世帯人数×540円
			下	(住宅併	
				用)	
				事業排水	
				なしままな	1 000円 1 川井1 1 24 2 2
					1,080円+世帯人数×
				(住宅併	540円
				用)	
				事業排水	
				あり	

51人~	事業所等	1,080円+世帯人数×
150人	(住宅併	540円
	用)	
	事業排水	
	なし	
	事業所等	3,240円+世帯人数×
	(住宅併	540円
	用)	
	事業排水	
	あり	
151人	事業所等	8,100円+世帯人数×
~300	(住宅併	540円
人	用)	
	事業排水	
	なし	
	事業所等	16,200円+世帯人数×
	(住宅併	540円
	用)	
	事業排水	
	あり	
301人	事業所等	32,400円
以上	(住宅併	
	用)	

- 1 工事その他の理由により一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行う。
- 2 使用料の額は、毎使用月において一般家庭は、1世帯当たりの 基本料金と人数割料金とし、事業所等は基本料金と令第32条第1 項の規定に基づき算出した処理対象人員に応じ、上記表に定める ところにより算出した額とする。
- 3 一般家庭及び住宅併用の事業所等の世帯人数は、毎年4月1日 及び10月1日現在における住民基本台帳の人数とする。ただし、 新たに下水道の使用を開始又は再開したときは、その開始又は再 開した日の世帯人数とする。
- 4 事業所等の人員算定は、毎月1日とする。ただし、新たに下水道の使用を開始又は再開したときは、その開始又は再開した日とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用者の届出により人数 割の変更を認めることができる。

	用料は、 料に540 の使用で やむを行	公共ます1つい 円を加算した額 ける排水設備が込 导ず公共ますをご	こつき、その設定 iとし、以降毎月徴	ますを追加した場合の使 した日の属する月の使用 収する。ただし、使用者 れ、又は分断されており、 この限りでない。
平田地区農	一般家庭	基本料金		2,484円
業集落排水 処理施設		加算料金(人数割料金)	1人につき	486円
	事業所等	基本料金		2,484円
		加算料金(人数割料金)		別規定に基づき算出した 36円を加算した額
真泥地区農	一般家庭	基本料金		3, 240円
業集落排水 処理施設		加算料金(人数割料金)	1人につき	648円
	事業所等	基本料金		3,240円
		加算料金(人数割料金)		規定に基づき算出した 48円を加算した額
奥馬野地区	一般家庭	基本料金		2,571円
農業集落排水処理施設		加算料金(人数割料金)	1人につき	515円
	事業所等	基本料金		2,571円
		加算料金(人数割料金)		り規定に基づき算出した 15円を加算した額
広瀬川北地	一般家庭	基本料金		2, 160円
区農業集落 排水処理施		加算料金(人数割料金)	1人につき	540円
設	事業所等	基本料金		2, 160円
		加算料金 (人数割料金))規定に基づき算出した 40円を加算した額
鞆田地区農	一般家庭	基本料金		2,700円
業集落排水 処理施設		加算料金 (人数割料金)		世帯人数×540円
	事業所等	基本料金		2,700円
		加算料金 (令第32条第 1項の規定に 基づき算出し	50人以 事業所等 下 (独立) 事業排水 なし	0円

た人員)		事業所等	1,080円
		(独立)	
		事業排水	
	[あり	4 000
			1,080円
	150人	(独立)	
		事業排水	
		なし	0.040
		事業所等	3,240円
		(独立)	
		事業排水	
	1 F 1 L	あり	0.100
	151人	事業所等	8, 100円
	~300	(独立)	
	人	事業排水	
		なしままで	16 000
		事業所等	16, 200円
		(独立)	
		事業排水	
	201 /	あり	20 400
	301人	事業所等	32, 400円
	<u>以上</u>	(独立)	
		事業所等	0円+世帯人数×540円
	下	(住宅併	
		用)	
		事業排水	
		なし	1 000円 1 批世 1 米/->
	51人~		1,080円+世帯人数×
	150人	(住宅併	040円
		用) 事業排水	
		かまままれる	
			3,240円+世帯人数×
			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		(住宅併	040円
		用)	
		事業排水	
	1 - 1 1	あり	0 100円 J +H++H+ L 米ケン
	151人		8,100円+世帯人数×
	~300	(住宅併	D4U门
	人	用)	
		事業排水	

	なし	
	事業所等	16,200円+世帯人数×
	(住宅併	540円
	用)	
	事業排水	
	あり	
301人	事業所等	32,400円
以上	(住宅併	
	用)	

- 1 工事その他の理由により一時使用する場合において必要と認めるときは、市長は使用料を前納させることができる。この場合において、使用料の精算及びこれに伴う追徴又は還付は、使用者から下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めたときに行う。
- 2 使用料の額は、毎使用月において一般家庭は、1世帯当たりの 基本料金と人数割料金とし、事業所等は基本料金と令第32条第1 項の規定に基づき算出した処理対象人員に応じ、上記表に定める ところにより算出した額とする。
- 3 一般家庭及び住宅併用の事業所等の世帯人数は、毎年4月1日 及び10月1日現在における住民基本台帳の人数とする。ただし、 新たに下水道の使用を開始又は再開したときは、その開始又は再 開した日の世帯人数とする。
- 4 事業所等の人員算定は、毎月1日とする。ただし、新たに下水道の使用を開始又は再開したときは、その開始又は再開した日とする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、市長は、使用者の届出により人数 割変更を認めることができる。
- 6 使用者が特別に必要とするため、公共ますを追加した場合の使用料は、公共ます1つにつき、その設定した日の属する月の使用料に540円を加算した額とし、以降毎月徴収する。ただし、使用者の使用する排水設備が公道により分断され、又は分断されており、やむを得ず公共ますを追加した場合は、この限りでない。

(伊賀市下水道条例の一部改正)

第2条 伊賀市下水道条例(平成16年伊賀市条例第219号)の一部を次のように改正する。 別表第1の表を次のように改める。

使用料1か月につき				
区分	1 上木彩 公	加算料金 使用水量割料金 1立方メートルにつき		
一般汚水	10立方メートルまで	10立方メートルを超え30立方メートルま		

		で
	864円	172F
		30立方メートルを超える分
		237⊞
公衆浴場汚水	100立方メートルまで	100立方メートルを超える分
	5, 745円	86F

別表第2の表を次のように改める。

使用料1か月につき			
区分	基本料金	加算料金	
一般家庭	2, 160円	人数割料金1人につき756円 ただし、1世帯1人の場合は、基本料金	
事業所等	2, 160円	使用水量割料金 1立方メートルにつき189円	

別表第3の表を次のように改める。

使用料1か月につき				
区分	基本料金	加算料金		
一般家庭	2,700円	人数割料金 1人につき540		1人につき540円
事業所等	2,700円		事業所等(独立) 事業排水なし	0円
		50人以下	事業所等(独立) 事業排水あり	1,080円
		E1 1E0	事業所等(独立) 事業排水なし	1,080円
		51人~150人	事業所等(独立) 事業排水あり	3, 240円
		151人~300	事業所等(独立) 事業排水なし	8, 100円
		人	事業所等(独立) 事業排水あり	16, 200円
		301人以上	事業所等(独立)	32,400円
		E0 DIT	事業所等(住宅併用) 事業排水なし	0円+世帯人数×540 円
		50人以下	事業所等(住宅併用) 事業排水あり	1,080円+世帯人数× 540円
		51人~150人	事業所等(住宅併用) 事業排水なし	1,080円+世帯人数× 540円

				3, 240円+世帯人数× 540円
		151人~300		8, 100円+世帯人数× 540円
		事業所等(住宅併用) 事業排水あり	16, 200円+世帯人数 ×540円	
		301人以上	事業所等(住宅併用)	32,400円

別表第3第7項中「525円」を「540円」に改める。

別表第4の表を次のように改める。

使用料1か月につき			
区分	基本料金	加算料金	
一般家庭	2,700円	人数割料金	1人につき540円
事業所等	2,160円	使用水量割料金	1立方メートルにつき189円

別表第4第6項中「525円」を「540円」に改める。

(上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例(平成16年伊賀市条例 第221号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第12条関係)

使用料の額

施設使用料1か月につき			
基本使用料	200立方メートルまで	5,400円	
超過使用料 (1立方メートル当	200立方メートルを超え500立方メートルまで	32円	
たり)	500立方メートルを超え1,000立方メートルま で	37円	
	1,000立方メートルを超える分	43円	

(伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例の一部改正)

第4条 伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例(平成16年伊賀市条例第222号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項の表を次のように改める。

人槽区分	金額(月額)
------	--------

5, 400円
5,670円
5, 940円
6, 210円
6, 480円
10,800円
14,040円
16, 200円
19, 440円
23, 760円
28, 080円

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の伊賀市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に関する条例別表第2の規定、第2条の規定による改正後の伊賀市下水道条例別表第1から別表第4までの規定、第3条の規定による改正後の上野新都市産業汚水処理施設の設置及び管理に関する条例別表第2の規定並びに第4条の規定による改正後の伊賀市戸別合併処理浄化槽の管理に関する条例第5条第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に農業集落排水処理施設、公共下水道施設、上野新都市産業汚水処理施設及び戸別合併処理浄化槽(以下「下水道施設等」という。)の使用を開始する場合における使用料の算定について適用し、施行日の前日以前から引続き下水道施設等を利用している場合における施行日以後の最初の使用料の算定については、なお従前の例による。